

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の臨時的な取扱いについて

【アセスメント】(区条例第21条第1項第6号、告示イ注2、留意事項第3の6(2))

面接の趣旨を利用者およびその家族に十分に説明し、理解を得たうえで利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して実施してください。

ただし、利用者およびその家族の希望により訪問を拒否された場合は、電話等による聞き取りでアセスメントを実施し、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後に速やかに居宅を訪問しアセスメントを実施してください。

【サービス担当者会議】(区条例第21条第1項第8項、告示イ注2、留意事項第3の6(2)・(3))

利用者およびその家族の希望により、利用者およびその家族がサービス担当者会議に出席しない場合は、サービス担当者のみでサービス担当者会議を開催してください。その際は事前に利用者およびその家族に意向等を確認し、サービス担当者会議終了後、利用者およびその家族にサービス担当者会議の結果について報告してください。

【モニタリング】(区条例第21条第1項第14号、告示イ注2、留意事項第3の6(4))

利用者およびその家族の希望により訪問を拒否された場合は、特段の事情に該当すると考えます。電話等により利用者の状況やサービス実施状況の把握に努めてください。

【共通事項】

- ・上記の取扱いを行う際は、支援経過等に記録を残してください。
- ・基準上訪問が義務付けられている業務について、上記の理由により訪問をしなかった場合でも、電話、メール、FAX等により利用者の状況把握に努めてください。
- ・訪問する場合は、検温・マスク着用等を徹底したうえで、玄関先等で短時間で行うなど濃厚接触を避けながらまん延防止に努めてください。

本取扱いは、一律に「訪問をする必要がない」等お示しするものではありません。介護保険事業者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。

本通知は現時点での解釈となります。介護保険最新情報等情報の更新に注視してください。

本通知の内容は練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

(区条例) 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例(平成 30 年練馬区条例第 20 号)

(告示) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第 20 号)

(留意事項) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(12.3.1 老企第 36 号)